

## 平成27年度

## 災害対策等緊急事業推進費の執行について

～浸水被害を防止・軽減するための河道掘削を推進～

那賀川では昨年8月の台風11号に続き、本年7月の台風11号における洪水により、無堤箇所において、本川からの溢水で浸水被害が発生しました。

今後の豪雨に対して、再度の家屋浸水被害を防止・軽減するため、本日、災害対策等緊急事業推進費が配分されました。

那賀川河川事務所では今後、速やかに河道掘削工事に着手し、早期の効果発生に努めます。

【（事業費）200百万円】

※災害対策等緊急事業推進費は、自然災害により被災した地域、又は重大な交通事故が発生した箇所等において、緊急に再度災害の防止対策又は事故の再発防止対策を実施し、住民及び利用者の安全・安心の確保を図ることを目的とした経費です。

平成27年12月4日

四国地方整備局 那賀川河川事務所

(お問い合わせ先)

国土交通省 四国地方整備局 那賀川河川事務所

TEL (0884) 22-6461

副 所 長 ふくしま 福島 すすむ 奨 (内線204)工務課長 たなか 田中 ひろし 裕 (内線311)

# 災害対策等緊急事業推進費(災害対策)

事業名	ナカガワ ナカガワ 河川改修事業(那賀川水系 那賀川)		
事業主体	国土交通省		
施行地	アナンシ フカセチヨウ クスネチヨウ 徳島県阿南市深瀬町～楠根町地先		
事業費	200 (百万円)	国 費	200 (百万円)
内 容	平成27年7月16日に発生した台風11号に伴う豪雨により、那賀川水系那賀川では、阿南市十八女地区において、溢水による、家屋浸水被害が発生した。今後の豪雨に対して、再度の家屋浸水被害を防止するため、推進費を活用し、緊急に河道掘削による対策を講じることにより、地域住民の安全・安心を確保する。		

